

事務連絡
令和4年11月15日

障害福祉サービス施設・事業所 管理者 様
(政令・中核市所管事業所を除く)

兵庫県福祉部障害福祉課長
ユニバーサル推進課長

障害福祉サービス施設・事業所の原油価格・物価高騰対策一時支援金について

平素は、本県の障害福祉行政の推進に格別の御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、今般の光熱費・食費等の高騰による利用者負担の増加を抑制するとともに、報酬単価等が据え置かれている社会福祉施設等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給することとしました。

つきましては、当該補助金の申請方法について下記の県ホームページに掲載しましたので、下記にご留意の上、申請手続き等をお願いします。

記

1 掲載ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/bukkakoutou.html>

ホーム>健康・医療・福祉>障害者福祉>障害者総合支援法サービス(事業者向け情報)>**障害者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金について**

2 申請に際しての留意事項

- (1) 申請方法は、原則、裏面記載の電子申請フォームから申請ください。
- (2) 申請手続き等がご不明な場合は、裏面記載の専用事務局にお問い合わせください。
(障害福祉課及びユニバーサル推進課ではお問い合わせ対応はできかねますので、ご留意ください)。
- (3) 補助対象事業所について、裏面及びHP掲載の要件を十分ご確認ください。

障害福祉サービス施設・事業所の原油価格・物価高騰対策一時支援金の申請手続き

1 補助対象事業所

令和4年11月1日時点で現に指定を受けており、サービスを提供している者（休止中を除く）

ただし、以下に該当する場合は申請できません。

政令市・中核市所管の事業所

当該一時支援金の申請時点で廃止している事業所

国及び法人税法別表第1に規定する公共法人が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む）

基準該当、地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター等）

基準上の設備を共有する事業所であって、「高齢者施設原油価格・物価高騰対策一時支援金」の交付を受ける施設・事業所

2 補助金の額


サービス区分（入所・通所・訪問）及び定員規模に応じた額【HP掲載の「基準単価表」参照】
（入所：50千円～2,650千円、通所：18千円～2,286千円、訪問：25千円）

同一敷地で設備等を共用している複数サービスの指定を受けている場合は、いずれか1サービスの申請となる組み合わせがありますので、ご注意ください。【詳しくはHP参照】

例1) 児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型の指定を受けている場合
児童発達支援のみ多機能型定員に応じた額を申請。

例2) 一つの事業所で居宅介護と重度訪問介護の指定を受けている場合
居宅介護のみ申請。

3 申請方法

申請方法	電子申請ができる場合	電子申請に先立ち、まず下記の URL 又は QR コードからアクセスいただき、法人情報登録用 URL 取得のため貴法人のメールアドレス登録を必ず行ってください。 スマートフォンでの申請も可能です。 法人メールアドレス登録用 URL https://hyogo-koutoutaisaku.form.kintoneapp.com/public/top 法人メールアドレス登録用 QR コード 
	電子申請ができない場合	電子申請による受付としますが、電子申請ができない場合は、HP より申請書をダウンロードし、下記までお送りください(郵送の際は、必ずレターパックでお送りください)。 郵送先 650-8567 (住所不要) 兵庫県物価高騰対策支援事業事務局 あて
申請時期	令和4年11月15日(火)～令和4年12月14日(水)【厳守】	
支払について	事務局及び県担当課において申請内容を確認のうえ、交付決定後、申請時に登録された口座に振り込みます。	

5 問い合わせ先

兵庫県物価高騰対策支援事業事務局コールセンター 078-361-5300

受付時間:平日9時～17時(土日祝日は除く)